

○三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則

昭和63年5月30日

教委規則第7号

改正 平成元年5月25日教委規則第10号
平成2年6月28日教委規則第9号
平成3年6月27日教委規則第8号
平成4年5月28日教委規則第5号
平成5年5月26日教委規則第5号
平成6年6月28日教委規則第6号
平成7年5月26日教委規則第9号
平成8年5月24日教委規則第5号
平成9年5月30日教委規則第6号
平成10年6月29日教委規則第5号
平成11年6月4日教委規則第3号
平成12年6月29日教委規則第7号
平成13年5月25日教委規則第10号
平成14年6月26日教委規則第10号
平成15年5月29日教委規則第5号
平成16年5月27日教委規則第4号
平成17年5月20日教委規則第4号
平成18年5月23日教委規則第5号
平成19年5月29日教委規則第8号
平成20年5月26日教委規則第12号
平成21年5月25日教委規則第9号
平成21年7月29日教委規則第11号
平成22年3月30日教委規則第4号
平成22年6月28日教委規則第5号
平成23年6月29日教委規則第5号
平成24年3月28日教委規則第4号
平成24年6月25日教委規則第8号
平成25年6月26日教委規則第6号
平成26年6月26日教委規則第7号
平成27年6月29日教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市が行う私立幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、現に在園する三田市内居住の満3歳児から5歳児までのうち、次の各号のいずれかに該当する園児の保護者に対して、保育料及び入園料(以下「保育料等」という。)を減額し、又は免除する私立幼稚園の設置者とする。

- (1) 三田市内の私立幼稚園に通園する満3歳及び3歳の園児
- (2) 三田市内の私立幼稚園に通園する4歳及び5歳の園児
- (3) 三田市外の私立幼稚園に通園する園児で三田市教育委員会(以下「委員会」という。)が減額し、又は免除することが必要と認めた園児
- (4) 前3号に掲げるほか、特別の事情により委員会が減額し、又は免除することが必要と認めた園児

(平2教委規則9・全改、平13教委規則10・平16教委規則4・平21教委規則11・一部改正)

(補助金交付申請)

第3条 補助を受けようとする私立幼稚園の設置者は、次の各号に掲げる書類を三田市教育長が別に指定する日までに、委員会に提出するものとする。

- (1) 三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 入園料及び保育料減免措置に関する調書
- (4) 徴収している入園料及び保育料の額を明らかにする書類

2 前項第3号の入園料及び保育料減免措置に関する調書には、市民税の課税(非課税)証明書又は市民税の納税通知書(写し)及び住民票(写し)を添付するものとする。ただし、生活扶助を受給している者にあつては、三田市福祉事務所長が発行する証明書によつて代えることができる。

(平21教委規則11・一部改正)

(補助金交付の決定)

第4条 委員会は、前条に規定する申請があつたときは、補助金額を決定し、三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書により、私立幼稚園の設置者に通知するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定めるところによる。

(平2教委規則9・追加、平18教委規則5・平27教委規則8・一部改正)

(補助金の交付)

第6条 補助金は、毎年11月と3月に分けて交付するものとし、年度途中の入退園児の補助金は、その在園期間に応じた額を交付するものとする。

(平2教委規則9・旧第5条線下、平6教委規則6・平22教委規則4・一部改正)

(異動の報告)

第7条 私立幼稚園の設置者は、入退園等園児及び保護者に異動が生じたときは、委員会に異動報告書を提出しなければならない。

(平2教委規則9・旧第6条線下)

(補助金の返還等)

第8条 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けようとしたときは、補助金の決定を取り消し、又は既に交付した補助金のあるときは、その全部若しくは一部を返還させるものとする。

2 私立幼稚園の設置者は、補助金の交付を受けた後、減免額が三田市から交付された補助金額を下回ることとなつたときは、速やかに返戻調書を委員会に提出するとともに、受けた補助金の一部を返還しなければならない。

(平2教委規則9・旧第7条線下)

(実績報告書)

第9条 私立幼稚園の設置者は、減免措置を完了した後、15日以内又は毎年3月20日までのいずれか早い日までに、保育料等減免実績報告書を委員会に提出するものとする。

(平2教委規則9・旧第8条線下)

(証拠書類の整備)

第10条 補助金の交付を受けた私立幼稚園の設置者は、保育料等の減免をしたことを明らかにした証拠書類を備えておかななければならない。

2 委員会は、補助金の交付事務処理上必要と認めるときは、前項の書類の提出を求めることができる。

(平2教委規則9・旧第9条線下)

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(平2教委規則9・旧第10条線下)

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和63年度の入園者に係る入園料及び保育料から適用する。
- 2 三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和62年三田市教育委員会告示第8号)は、廃止する。

付 則(平成元年教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、平成元年度の入園者に係る入園料及び保育料から適用する。

付 則(平成2年教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則の規定は、平成2年4月分以降の分に係る補助金から適用する。

付 則(平成3年教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則の規定は、平成3年4月分以降の分に係る補助金から適用する。

付 則(平成4年教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則の規定は、平成4年4月分以降の分に係る補助金から適用する。

付 則(平成5年教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則の規定は、平成5年4月分以降の分に係る補助金から適用する。

付 則(平成6年教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則の規定は、平成6年4月分以降の補助金から適用する。

付 則(平成7年教委規則第9号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則別表の規定は、平成7年4月分以降の補助金から適用する。

付 則(平成8年教委規則第5号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則別表の規定は、平成8年4月分以降の補助金から適用する。

付 則(平成9年教委規則第6号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則別表の規定は、平成9年4月分以降の補助金から適用する。

付 則(平成10年教委規則第5号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則別表の規定は、平成10年4月分以降の補助金から適用する。

付 則(平成11年教委規則第3号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則別表の規定は、平成11年4月分以降の補助金から適用する。

付 則(平成12年教委規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則別表の

規定は、平成12年4月分以降の補助金から適用する。

付 則(平成13年教委規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則の規定は、平成13年4月分以降の補助金から適用する。

付 則(平成14年教委規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則別表の規定は、平成14年4月分以降の補助金から適用する。

付 則(平成15年教委規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則別表の規定は、平成15年4月分以降の補助金から適用する。

付 則(平成16年教委規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則第2条及び別表の規定は、平成16年4月分以降の補助金から適用する。

付 則(平成17年教委規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則別表の規定は、平成17年4月分以降の補助金から適用する。

付 則(平成18年教委規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則別表第1及び別表第2の規定は、平成18年4月分以降の補助金から適用する。

付 則(平成19年教委規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則別表第1及び別表第2の規定は、平成19年4月分以降の補助金から適用する。

付 則(平成20年教委規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則別表第1

及び別表第2の規定は、平成20年4月分以降の補助金から適用する。

付 則(平成21年教委規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則別表第1及び別表第2の規定は、平成21年4月分以降の補助金から適用する。

付 則(平成21年教委規則第11号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成22年教委規則第4号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成22年教委規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則別表第1及び別表第2の規定は、平成22年4月分以降の補助金から適用する。

付 則(平成23年教委規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則別表第1及び別表第2の規定は、平成23年4月分以降の補助金から適用する。

付 則(平成24年教委規則第4号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成24年教委規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則別表第1及び別表第2の規定は、平成24年4月分以降の補助金から適用する。

付 則(平成25年教委規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則別表第1及び別表第2の規定は、平成25年4月分以降の補助金から適用する。

付 則(平成26年教委規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則第1条の規定による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則別表第1及び別表第2の規定は、平成26年4月分以降の補助金から適用する。

付 則(平成27年教委規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則別表の

規定は、平成27年4月分以降の補助金から適用する。
別表(第5条関係)

(平27教委規則8・全改)

	補助対象区分	満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児		
		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者及び小学校1年生から小学校3年生までの兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から小学校3年生までの兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から小学校3年生までに兄・姉を2人以上有している園児(第3子以降)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により、保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による給付を受給している世帯	308,000円	308,000円	308,000円
B	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯又は当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	272,000円	290,000円	308,000円
C	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額)が34,500円に次の各号の額を加えた額以下となる世帯 (1) 16歳未満の扶養親族の数×21,300円 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円	182,800円	239,000円	308,000円
D	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額)が171,600円に次の各号の額を加えた額以下となる世帯	99,400円	197,300円	308,000円

	(1) 16歳未満の扶養親族の数 ×19,800円 (2) 16歳以上19歳未満の扶養 親族の数×7,200円			
E	上記AからDまでのいずれにも 該当しない世帯	85,000円	190,100円	308,000円

備考

- 1 就学免除等により、小学校に就学していない又は特別支援学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第72条に規定する特別支援学校をいう。以下同じ。)の小学部に在籍している小学校1年生から小学校3年生までの就学年齢と同一年齢である兄・姉を有する園児については、小学校1年生から小学校3年生までの兄・姉を有する園児とみなす。
- 2 本来の就学年齢が小学校4年生以上であっても、就学免除等により小学校1年生から小学校3年生までの学年に在籍する兄・姉を有する園児については、第2子以降の優遇措置の対象とする。
- 3 年度途中の入退園児の補助額は、その在園期間に応じるものとする。
- 4 実際の支払額が補助額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 同一世帯から特別支援学校の幼稚園部、保育所、(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。)第39条第1項に規定する保育所をいう。)、情緒障害児短期治療施設(法第43の2に規定する情緒障害児短期治療施設をいう。)通所部及び認定子ども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第6条第2項に規定する認定子ども園をいう。)に入所し、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する就学前児童の兄・姉を有する園児は、この表において第2子又は第3子以降の園児とする。
- 6 この表における市民税の所得割課税の額は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とする。
- 7 Cの項及びDの項における扶養親族の年齢の基準日は、当該年度の初日の属する年の前年の12月31日とする。